

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(評価基準および評価の方法)</p> <p>第8条 1 省略</p> <p>2 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点(100点)と技術評価点(各評価項目の評価に応じて与えられる加算点の合計。技術提案型(標準型)は最高30点、実績評価型(簡易型)は最高15点とする。)の合計(以下「評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。</p> <p>評価点=標準点+技術評価点 評価値=評価点/入札価格</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第13条 1 省略</p> <p><u>2 前項の調査については、低入札価格調査実施要領第7条第2項および第3項の規定を準用する。</u></p> <p>第14条～第18条 省略</p> <p>第19条 <del>1(1)</del> 省略</p> <p>(2) 技術提案等の履行を求めたにも関わらず、技術提案等が十分に履行されていないことが確認された場合には、<u>(削除)</u> 契約額の減額を行うこととし、併せて、完了検査における工事成績を減点すること。</p> <p>(3) 完了検査後に、技術提案が十分行われていなかったことが判明した場合には、再度の施工を求めるが、再度の施工が不可能な場合には、<u>(削除)</u> 損害賠償を請求することができる。</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(評価基準および評価の方法)</p> <p>第8条 1 省略</p> <p>2 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点(100点)と技術評価点(各評価項目の評価に応じて与えられる加算点の合計。技術提案型(標準型)は最高20点、実績評価型(簡易型)は最高10点とする。)の合計(以下「評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。</p> <p>評価点=標準点+技術評価点 評価値=評価点/入札価格</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第13条 1 省略</p> <p>第14条～第18条 省略</p> <p>第19条 1(1) 省略</p> <p>(2) 技術提案等の履行を求めたにも関わらず、技術提案等が十分に履行されていないことが確認された場合には、<u>加点の点数に応じ</u> 契約額の減額を行うこととし、併せて、完了検査における工事成績を減点すること。</p> <p>(3) 完了検査後に、技術提案が十分行われていなかったことが判明した場合には、再度の施工を求めるが、再度の施工が不可能な場合には、<u>加点に応じて</u> 損害賠償を請求することができる。</p>

第19条の改正は4月1日以降の入札公告から施行することとする。

第19条 1(4)～第20条 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則

1 この要領は、平成21年3月1日以降の入札公告から施行する。ただし、第19条第1項第2号および第3号の改正規定、別記1の改正規定（評価項目として「県内企業の下請への活用」および「県産品の活用」を加える部分に限る。）ならびに別記2の改正規定は、平成21年4月1日以降の入札公告から施行する。

2 施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。

第19条 1(4)～第20条 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

附 則 省略

# 評価基準表 (土木) (例)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	標準型		簡易型		
				WTO	左以外	実績評価型		
(A) 技術提案 20点 0R 10点	(a) 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について	コンクリート、鋼材溶接部等の品質向上につながる提案となっているか？	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる。 上記以外	○（必要な項目を2つ以上設定） 20.0	○（必要な項目を2つ以上設定） 10.0	—		
		発注者が指定した施工上の課題への対応が的確であり解決につながる提案となっているか？	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確であり、工夫が見られる。 上記以外			—		
	(b) 社会的要請への対応に関する技術提案について	各工程の工期および実施手順が適切な提案となっているか？	各工程の工期および実施手順が適切であり、工程管理に工夫が見られる。 上記以外			—		
		安全管理等が適切な提案となっているか？	安全管理が適切であり工夫が見られる。 上記以外			—		
(B) 企業の技術力 6.5点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか？	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	—	1.0 0.5 0.0	1.0 0.5 0.0		
		(b) 工事成績 (平成○年度および平成○年度の「業種：○○」)	福井県または国土交通省が発注する過去2年間の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	80点以上 75点以上 80点未満 70点以上 75点未満 70点未満	—	3.0 2.0 1.0 0.0	3.0 2.0 1.0 0.0	
			(c) 優良工事表彰の有無 (平成○年度表彰、平成○年度表彰、平成○年度表彰)	福井県が発注する過去3年間の工事で優良工事表彰の有無	受賞あり（知事賞） 受賞あり（部長賞） 受賞なし	—	2.0 1.0 0.0	2.0 1.0 0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得			品質管理マネジメント ISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 未取得	—	0.5 0.0	0.5 0.0
		(C) 配置予定技術者の技術力 15点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか？	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	—	1.0 0.5 0.0	1.0 0.5 0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格			配置予定技術者の保有する資格	一級土木施工管理技士等の資格を保有 二級土木施工管理技士の資格のみ保有	—	0.5 0.0	0.5 0.0
				(D) 企業の社会性 2点	(a) 地域精通度	工事実施市町（県内）に主たる営業所（本店含む）の有無	主たる営業所（本店含む）有 主たる営業所（本店含む）無	—
	(b) 社会貢献度	福井県、県内市町、国土交通省（県内の事務所）と災害協定締結の有無	災害協定の締結有 災害協定の締結無			—	0.5 0.0	0.5 0.0
		(c) 地域貢献度 (平成○年度、平成○年度)	福井県、県内市町と除雪契約等を締結した実績の有無（過去2年間）		実績有 実績無	—	0.5 0.0	0.5 0.0
	満点				20	10		

- 注意1：加算点の合計が10点または20点に満たない場合は、満点換算する。(B)+(C)+(D)の合計を10点に満点換算する。
- 注意2：技術提案の評価項目は2つ以上求めるものとし、満点が20点または10点となるよう配点する。  
技術提案の合計点が10点または20点に満たない場合は、満点換算する。
- 注意3：入札参加者が全て「加点」または「加点無」となる場合は、評価項目から除くものとする。
- 注意4：評価項目、配点については、案件に応じて変更することがある。

## 「土木一式」 評価基準表 (例)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	標準型	簡易型
				技術提案型	実績評価型
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を2つ以上設定	15.0	—
企業 の 技術 力  6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日以降)	過去15年間の企業が同種工事の施工実績を有しているか?	施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 工事成績 「業種：○○」 (平成○年度および平成○年度)	福井県が発注する工事 (県の成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事) の過去2年間の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?	80点以上	3.5	3.5
			75点以上 80点未満	2.5	2.5
			70点以上 75点未満	1.5	1.5
			70点未満	0.0	0.0
	(c) 優良工事表彰の有無 [業種：○○] (追加)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	受賞あり	0.5	0.5
			受賞なし	0.0	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメント IS09001認証を取得しているか?	IS09001認証を取得している。	0.5	0.5
未取得			0.0	0.0	
配 置 予 定 技 術 者 の 5 者 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日以降)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事の施工経験を有しているか?	施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5	1.5
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0	1.0
			施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%未満であったもの	0.0	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等の資格を保有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(c) (新) 優良工事表彰工事における経験の有無 [業種：○○]	配置予定技術者について、過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の技術者としての経験の有無	有	1.0	1.0
無			0.0	0.0	
企業 の 地 域 性 、 社 会 性  5 ・ 5 点	(a) 地域精通度	工事実施市町 (県内) に主たる営業所 (本店含む) の有無	工事実施市町に主たる営業所 (本店含む) 有	2.5	2.5
			工事実施市町の土木事務所管内に主たる営業所 (本店含む) 有	1.0	1.0
			上記以外	0.0	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県、福井県内の市町、国土交通省 (福井県内の事務所) のいずれかと緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結有	1.0	1.0
			災害協定の締結無	0.0	0.0
	(c) 地域貢献度 (平成○年度または平成○年度)	県または市町と除雪契約等を締結した実績の有無 (過去2年間)	実績有	1.0	1.0
			実績無	0.0	0.0
	(d) (新) 県内企業の下請けへの活用	県内企業の活用	発注者指定の工種 (別表1参照) において下請け企業を福井県内から選定する。	0.5	0.5
			上記以外	0.0	0.0
			(e) (新) 県産品の活用	使用資材の県産品活用	発注者指定の品目 (別表1参照) に県産品を活用する。
上記以外	0.0	0.0			
満点				30.0	15.0

注意1：技術提案の評価項目は2つ以上求めるものとし、満点が15点となるよう配点する。

WTO案件は、技術提案のみとし、30点満点とする。

注意2：評価項目および配点は、案件に応じて変更することがある。

## 技術提案内容の履行確保の方法

## 1 再度の施工または修補の請求

技術提案等の内容が工事の施工に当たって十分に履行されていない場合には、再度の施工または修補を求める。

## 2 契約金額の減額の方法

完成引渡前に提案内容の不履行が認められた場合は、契約金額の減額を行う。

$$\text{減額} = \{ 1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha) \} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

$\alpha$ ：当初の加算点

$\beta$ ：達成度合いに応じて再計算した加算点

## 3 工事成績評定の減点の方法

契約金額の減額を行う場合、合わせて完了検査における工事成績を減点する。

$$\text{工事成績評定の減点数} = 10 \times \{ (\alpha - \beta) \div \alpha \} \text{ (最大-10点)}$$

$\alpha$ ：施工計画で加算を得た項目数

$\beta$ ：達成度合いに応じて再計算した加算項目数

## 4 損害賠償請求の方法

完成引渡後に、提案内容の不履行が認められた場合には、再度の施工を求めるが、再度の施工が府の可能な場合は、損害賠償を請求する。賠償額の算定は2に準じる。

## 5 悪質な違反行為がある場合

契約の解除または指名停止等の措置を講じる。

注意：2の減額および4の損害賠償請求は、受注者の責により入札時の提案内容を満足できなかった場合であり、かつ、1の再度の施工または修補が困難な場合または合理的でない場合に課すものとする。

## 技術提案等内容の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加算評価された項目（以下「加算項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

## 1 再度の施工または修補

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加算項目を満たす状態にしなければならない。

## 2 契約金額の減額または損害賠償請求

当該加算項目に関して受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、県は、検査等によって確認された当該加算項目の状況に基づき加算点（確認された当該加算項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 =  $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$  または  
減額または損害賠償額 =  $0.05 \times C$  のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

$\alpha$ ：当初の加算点

$\beta$ ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

## 3 工事成績評定点の減点

県は（1）または（2）に加えて、検査等によって確認された当該加算項目の状況に基づき加算点の再計算を行った結果、受注者の落札時における評価値を満たしていない場合には、10点減点する。

## 4 指名停止等の措置

技術提案等に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。